

令和2年度 平戸市地域審議会議事録

1. 日 時：令和3年1月26日（火） 午前10時30分～
2. 場 所：平戸市役所3階 AB会議室
3. 出席委員：木村孝市委員、末永定之委員、塚本憲章委員、福田詮委員、藤澤美好委員、
松口茂生委員、福海晶子委員、松瀬直善委員
欠席委員：鈴木芳典委員、山中兵恵委員、浦富伸幸委員、村田忠道委員、石田由香委員
事務局：総務部長 岡部輝幸、地域協働課長 峯野正博
地域協働課参事兼協働政策班長 江川佳徳、地域協働課係長 小野理加
地域協働課主任主事 鴨川香苗
4. 傍聴人数 なし
5. 審議案件等の概略及び審議結果

○地域協働課長

皆さま おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度 平戸市地域審議会を始めさせていただきます。

私、本日進行をいたします地域協働課長の峯野でございますよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、まず初めに、「社会福祉関係学識経験者」を代表して委員を務めていただいております、会長の黒崎様でございますが、社会福祉協議会会長を辞職されており、本会の会長が出来なくなったことから、協議書第7条第3項の規定により副会長の木村様に代理をお願いすることになります。委員皆さまご了承をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、木村副会長よりごあいさつをお願いいたします。

○副会長

皆さんおはようございます。会長に代わりまして私の方で代理することとなりますが、皆さんもご存知のとおり昨年から今年にかけてはコロナの毎日でございます。平戸市にもとうとう入ってしまい、我々市民も用心して生活している毎日でございます。どうか皆さん方も注意していただきたいと思っております。

本日は、コロナ感染症予防の観点から短時間で終了したいと考えておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

○地域協働課長

ありがとうございました。

それでは、今回、委員の変更がっておりますので、ご報告いたします。

まず、住民自治組織から南部地区区長連絡協議会会長として選出されておりました浦辺信好様が任期を満了されたことにより、後任の末永定之様に変更になっております。また、紐差地区区長会会長として選出されておりました川村茂美様が任期を満了されたことにより、本日は欠席でございますが、後任の鈴木芳典様に変更になっております。

地域審議会の委員就任にあたりましては、地域審議会の設置に関する協議書第6条第2項の規定により、「欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする」となっております。今回、残任期間を末永様、鈴木様に委員就任をお願いしておりますので、ご了承をお願いします。

次に、本日の地域審議会でございますが、鈴木委員、山中委員、浦富委員、村田委員、石田委員が欠席でございます。出席者は8名でございます。地域審議会の設置に関する協議書第8条第4項の規定により、過半数に達しておりますので、会が成立している事を宣言いたします。

それから、議事録作成のため、本会議の会話を録音させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、地域審議会の設置に関する協議書第8条第5項の規定により、これからの進行を会長代理の木村副会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副会長

はい。ここからは私の方で進行をいたしますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。それでは最初に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

本日の議事録署名人は、藤澤委員と松口委員をお願いしたいと思います。

それでは、さっそく議事に入ります。本日は「報告」を2件行ない、続いて「協議」を1件お願いしたいと思います。

まず、初めに「市内交通体系の再編について」事務局から報告をお願いします。

○地域協働課参事兼協働政策班長

市内交通体系の再編につきましては、昨年の地域審議会の方で内容を説明させていただきましたので、今回は簡単に説明させていただきます。この再編につきましては市の広報等でも周知をさせていただいておりますが、昨年の10月1日からバス路線を中心に再編し実施しております。

内容におきましては、大きく4点ございまして、1点目ですが、長大な路線を見直し、広域交通ネットワークを形成する新たな幹線系統の整備という点です。従前西肥バスが運行していた平戸営業所から宮の浦間の運行にあたり市が多額の赤字補填をしておりましたが、10月1日から西肥バスについては、平戸高校から平戸棧橋を経由してたびら平戸口駅までを運行していただき、紐差から宮の浦間につきましては市のふれあいバスを運行しており、紐差で路線を分けて運行しております。

次に2点目ですが、既存系統の経路変更ということで、これまで生月方面から山中を経由して平戸高校まで生月バスが運行しておりましたが、山中の利用者が少ないということで運行経路を変更いたしまして、生月方面から春日トンネルを通り高越、獅子を経由して平戸

高校を運行ルートとしております。

次に3点目ですが、これまで中南部地区につきましては、幹線以外の枝線部分を市のふれあいバスが運行していましたが、特に昼間の時間帯の利用が少ない状況でした、バスの利用者の大半が通学と通院でありますので、その部分は維持したままでそれ以外の利用が少なかった部分につきましては、予約制のデマンド運行を取り入れて現在運行しております。なお、宝亀、大川原、赤松地区につきましては朝の市民病院へ行く便としまして、スクールバスを活用したスクールバス一般混乗化の方法を取り入れて運行しております。南部地域と山中方面の交通空白地区の解消といたしまして、それぞれのまちづくり運営協議会の方でコミュニティバスを運行しております。

最後に、度島、大島の離島と本島を結ぶ定期航路が運行しており、また前津吉棧橋から佐世保方面に向かう船も運行しております。維持・活性化ということで、大島については一昨年新船を建造しておりますが、先々、度島、津吉商船の船を新船に切り替える必要が出てきます、そういったことでの省エネ型船舶への代替建造や需要に応じたダイヤ見直しなどにより経費削減としております。

以上大きく4点をあげて10月1日から市内交通体系の再編をさせていただいたところです。

○副会長

以上、事務局より説明がありました。この説明に関して各委員からご質疑・確認などあればよろしく申し上げます。

なお、会議録作成の都合上、ご意見、ご質問等があられる方は、ご自分のお名前を言われて、手を上げていただき、こちらから、お名前をお呼びしてから、ご発言いただきますようお願いいたします。何かございませんでしょうか。

○委員

西肥バスが平戸高校まで、平戸高校から宮の浦までふれあいバスということですが、接続出来るダイヤになっていますか。

○地域協働課参事兼協働政策班長

基本的に接続するようにダイヤ編成はしておりますが、西肥バスとふれあいバスでは便数に違いがあり、西肥バスについては上り下りともに11便ずつあるが、ふれあいバスは上り4便下り5便としており、これまでの利用頻度に応じて便数を削減している。接続できる時間帯については接続している。

○委員

利用が多い時間帯は接続しているが、利用が多くない時間帯ではタイムラグがある場合があるという理解でいいか。

○地域協働課参事兼協働政策班長

そのとおりです。

○委員

デマンド運行とは、ふれあいバスが運行するのか、またはタクシーなどを利用し運行するのか。

○地域協働課参事兼協働政策班長

デマンド運行については、幹線以外を走る既存のふれあいバスの車両で14人乗りのワンボックスのような小型車を中南部地区に配置をしており、午後の利用が少ない時間帯に予約を受け運行させております。タクシーではなく市のふれあいバスの利用となります。

○委員

南部地区の皆さんには、前津吉からふれあいバスとの接続をうまくできたら良いかと思うがいかがか。

○地域協働課参事兼協働政策班長

基本的にはこれまでの枝線を踏まえて幹線につなげるようにしておりますが、これまでの利用実態を分析した上で、学生の帰宅時間帯や前津吉の船の利用者のバス利用実態を踏まえて編成させてもらっている。

○委員

西肥バスが平戸高校までとなったが、回送車が頻繁に宮の浦方面へ走っており、その回送車を利用できないものか。

○地域協働課参事兼協働政策班長

西肥バスについては国庫補助路線の適応を受けており、国庫補助については、実際にお客さまを乗せて走った距離が対象であります。また、紐差から宮の浦間は市のふれあいバスが運行しており、その部分も西肥バスが運行するとなると競合してしまい、補助要件に西肥バスもふれあいバスも該当してこない事態となり共倒れとなってしまうため、回送でない補助にかからなくなってしまう。西肥バスの駐停車場所が志々伎にある関係上、平戸高校から志々伎まで回送している状況です。

○委員

経費削減等により運行している状況のようであるが、一番困るのは通院と通学の利用者ですが、今後将来的に高校に通学する平均人数は把握できると思うのでスクールバスの運行を考えたらどうかと提案いたします。

○地域協働課参事兼協働政策班長

以前もご提案いただいたと思いますが、高校の運営は県の管轄であり、現時点では既存の

バス路線を利活用して高校生、中学生の利便性を高めることを重視しながらバスダイヤを編成しております。

○総務部長

市で導入しているスクールバスは国庫補助を活用して統廃合などで交通機関がないなど要件に合致した場合、小学校などで運行しております。高校のスクールバスですが、人数が多ければ専用のスクールバスが可能かもしれないが、現状は人数が少ない。そうすると一般のお客さまも乗せないといけないが、時間帯により通院ができないことになる、そういったことから、市での高校生へのスクールバスの導入は厳しい。

今までは、平戸行の始発が宮の浦からは運行していなかったが、今回の再編により朝、夕の1便ずつ宮の浦から出るようにしている。特に宮の浦、野子地区の生徒さんは、これまで市外の高校に行っていたが、今回はそういった生徒さん達が市内の高校に通学できるよう再編している。

○委員

確認ですが、1便だけ西肥バスが宮の浦から運行するということか。

○総務部長

朝、夕1便ずつが宮の浦からたびら平戸口駅まで運行しています。

○副会長

これで「市内交通体系の再編について」を終了したいと思います。

続きまして、「コミュニティ組織の設置状況について」事務局より報告をお願いいたします。

○地域協働課参事兼協働政策班長

各地区まちづくり運営協議会の設立状況でございますが、これまで市内で12協議会で設置されたおりましたが、今年度11月に田助校区まちづくり運営協議会、12月に平戸まちづくり運営協議会の設置が完了しました。これで市内全域にまちづくり運営協議会が設置され、全部で14協議会となりましたのでご報告いたします。

○副会長

以上、事務局より説明がありました。この説明に関して各委員からご質疑・確認などあればよろしく申し上げます。

○委員

3団体 NPO 法人がありますが、法人格を持っている団体と持っていない団体とどう違うのか、NPO 法人がまちづくり運営協議会を吸収して活動しているという理解でよいか。

○地域協働課参事兼協働政策班長

初めにまちづくり運営協議会という任意団体を作って、その後 NPO 法人化をしております。NPO 法人化のメリットとしては、団体で財産が保有できるという点ですが、最近では任意団体でも協議会名で自動車登録などできるようになっておりますし、メリットとしてあまり変わらないように思います。任意団体のままの協議会が多数あるといったことです。

○副会長

これで「コミュニティ組織の設置状況について」を終了したいと思います。

続きまして、「地域審議会の設置期限満了について」事務局より説明をお願いいたします。

○地域協働課協働政策班主任主事

地域審議会は市町村合併により住民の意見が、市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念があり、市町村合併時に、旧平戸市の区域に創設されました。

この審議会の設置当初、合併後 10 年間を目途に設置されたため、平成 27 年 3 月末をもって審議会 並びに旧生月町・旧田平町・旧大島村に同じように設置された地域協議会は終了予定でした。その後、新市建設計画といった委員の皆さんにご審議いただくべき計画が延長されたことに伴い、審議会・協議会ともに今年度の 3 月までに設置期限が延長されたものです。

この審議会の所掌事務としては資料に記載しておりますが、この事項についてが委員皆さまに審議をしていただく事項でありまして、この中にある、「新市建設計画」が延長されたことに伴い、この地域審議会の期限が延長されたこととなります。この計画については今後延長はしないという市の方向性が出ております。また、基金や市の総合計画の変更などの事項につきましては、現在の状況についてご説明すると、各計画の原案を作成する段階で住民アンケートやパブリックコメントなどを実施したり。各計画ごとに専門部会を設置したりと、広く意見を聞くこととしております。現在も適時各種計画に反映している状況でございます。また、市内全域の小中学校区単位で設立された各地区のまちづくり運営協議会においては、設立時にまちづくり計画書を策定し、地域課題の解決に向け、地域の皆さんと共に事業展開が図られている状況です。

なお、審議会のほかに合併前の旧生月・田平・大島に設置しております地域協議会の状況でございますが、3 協議会ともに今年度末の設置期限までで終了するという事で協議ができていますのでご報告いたします。

○副会長

以上、事務局より説明がありました。この説明に関して各委員からご質疑・確認などあればよろしく申し上げます。

【質疑・確認等なし】

○副会長

この審議会につきましては、設置期限となった訳であり、審議会を終了したいということではありますが、これは決まりごとでもありますし終了せざるを得ないことだと思いますが、これまでのことなどに関し、皆さま方からのご意見があればお願いいたします。

○総務部長

本来、この地域審議会および旧町村に設置した地域協議会は5年前に期限を迎えていたわけですが、旧町村の方から、まちづくり運営協議会の未設置の段階でもあり、旧町村として意見が市政に反映できないという意見がでたこと、新市建設計画が5年延長されたことに伴い地域審議会及び地域協議会は延長されたものです。今年度でまちづくり運営協議会が市内全域に設立されたということから、今後はまちづくり運営協議会が地域審議会、地域協議会に代わるものとして各地域のまちづくり活動をしていただきたいと思います。市といたしましては、今年度末をもって、地域審議会を解散するというところで3月議会にも提案したいと思っております。

○副会長

ただいま事務局よりご説明がありましたとおり、今年度末をもって地域審議会は満了し、代わってまちづくり運営協議会が今後は活動を進めていくこととなりますが、皆さま今年度末までで満了するということによろしいか。

(「意義なし」の声)

それでは、今年度末をもちまして地域審議会の役割の期限を満了したいと思います。

委員の皆さまにおかれましては、大変ご協力をいただきまして無事に終了することができました、ありがとうございました。

○総務部長

皆さまにおかれましては、15年間にわたり新市建設計画関連の議案などを中心にご審議をいただき本当にありがとうございました。先ほど説明いたしました、今後3月定例議会に議案を提出したいと思っております。

また、市内におきましても新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、各機関の皆さまにおかれましては、過去に例がない対応に苦慮されているかと思えます。今回、平戸市でクラスターが発生しましたが、平戸市が施設名を公表しないのはおかしい、情報を公表すべきとの意見があるようにお聞きしておりますが、コロナ感染症に関しましては、県知事の権限により対応をおこなっており、平戸市は公表する権限や情報についても持っていませんのでご理解をよろしく願います。平戸市といたしましては県北保健所と緊密な連絡を取りながら、必要な措置や情報提供を行ってまいります。いつ何処で誰が感染してもおかしくない感染症でありまして、地域での誹謗中傷がないように配慮して冷静に対応していただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本日、ご出席の皆さま方の今後益々のご清祥とご多幸をお祈りし、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

(午前 11 時 10 分 地域審議会終了)

6. 会議資料の名称及び内容

- ①令和 2 年度平戸市地域審議会次第
- ②平戸市地域審議会委員名簿
- ③地域審議会の設置に関する協議書
- ④地域審議会の運営等に関する規則
- ⑤平戸市公共交通再編実施計画
- ⑥各地区まちづくり運営協議会一覧
- ⑦地域審議会について

7. 会議録の公開

公開する

8. 会議録の作成者の職氏名

平戸市総務部地域協働課協働政策班 主査 鴨川 香苗

令和 3 年 1 月 26 日

議事録署名委員：藤澤 美好

議事録署名委員：松口 茂生